

農林水産省告示第千三百九号

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第八十九号）附則第七条第一項の規定に基づき、平成十九年一月一日から十二月三十一日までに植付けされるでん粉の製造の用に供するかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価を次のように定めたので、同項の規定に基づき、告示する。

平成十八年九月二十八日

農林水産大臣 松岡 利勝

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）第三十三条第一項に規定する指定地域（以下単に「指定地域」という。）の区域内において生産されるでん粉の製造の用に供するかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価は、次の表の上欄に掲げる指定地域ごと及び同表の中欄に掲げる品種ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

指定地域	品種	単価
------	----	----

茨城県及び千葉県 の区域		宮城県及び 鹿児島県の区域	
アリアケイモ、コガネセンガン、コナホマレ、サツマスターチ、シロサツマ、ダイチノユメ及びハイスターチ	一、〇〇〇キログラムにつき 二四、一五〇円	アリアケイモ、コガネセンガン、コナホマレ、サツマアカ、サツマスターチ、シロサツマ、シロユタカ、ダイチノユメ、ハイスターチ及びミナミユタカ	一、〇〇〇キログラムにつき 二五、九六〇円
ノユメ及びハイスターチ		その他の品種	一、〇〇〇キログラムにつき 一五、五五〇円
サツマアカ、シロユタカ、タマユタカ、農林一号、農林二号及びミナミユタカ	一、〇〇〇キログラムにつき 一九、八五〇円	その他の品種	一、〇〇〇キログラムにつき 二四、一五〇円